

京都市移動支援事業の グループ支援型・自動車使用 時の取扱いについて (各機関共通マニュアル)

平成26年7月24日

京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室

目次

移動支援事業のグループ支援型の概要	1 P
グループ支援型の内容一覧	2 P
グループ支援型のプロセスのポイント	4 P
グループ支援型の利用目的	5 P
グループ支援型のサービス基準	6 P
事業所が主催するイベント等との関係	8 P
グループ支援型の報酬単価	10 P
グループ支援型の利用者負担	11 P
グループ支援型のサービス提供実績記録票・請求	12 P
グループ支援型の指定事業所・届出	13 P
グループ支援型の応諾義務	14 P
グループ支援型の算定事例	16 P
グループ支援型の想定事例	20 P
自動車使用時の取扱い	21 P
利用契約書・重要事項説明書のイメージ	24 P
Q & A	28 P
京都市移動支援事業におけるグループ支援型の届出	39 P
京都市移動支援事業におけるグループ支援型の提供指針	40 P
京都市移動支援サービス提供実績記録票	41 P
利用者向け案内文（移動支援事業のグループ支援型等のご案内）	42 P

移動支援事業のグループ支援型の概要

◎ グループ支援型の位置付け

グループ支援型とは、国の地域生活支援事業実施要綱において、移動支援事業として、

複数の障害者等への同時支援

屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

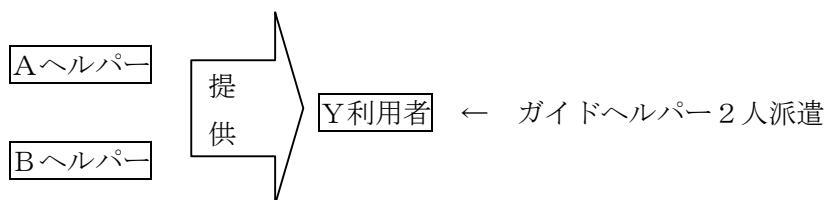
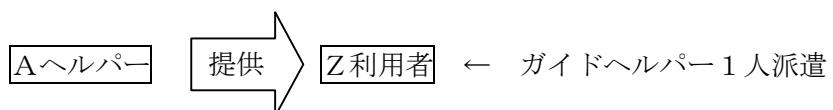
を行う類型とされています。

京都市移動支援事業のグループ支援型についても、地域生活支援事業受給者証における移動支援の「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の区分が適用されます。

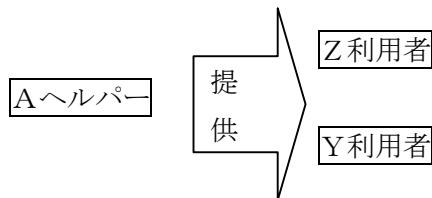
なお、提供時に自動車を使用する場合は、他の類型（個別支援型・セミヘルパー型等）で提供するときを含め、自動車使用時の取扱いに留意する必要があります。

◎ グループ支援型の派遣イメージ

- ・ 個別支援型について



- ・ グループ支援型について



◎ グループ支援型のメリット

サービスの幅が広がることにより、下記及びその他のメリットがあります。

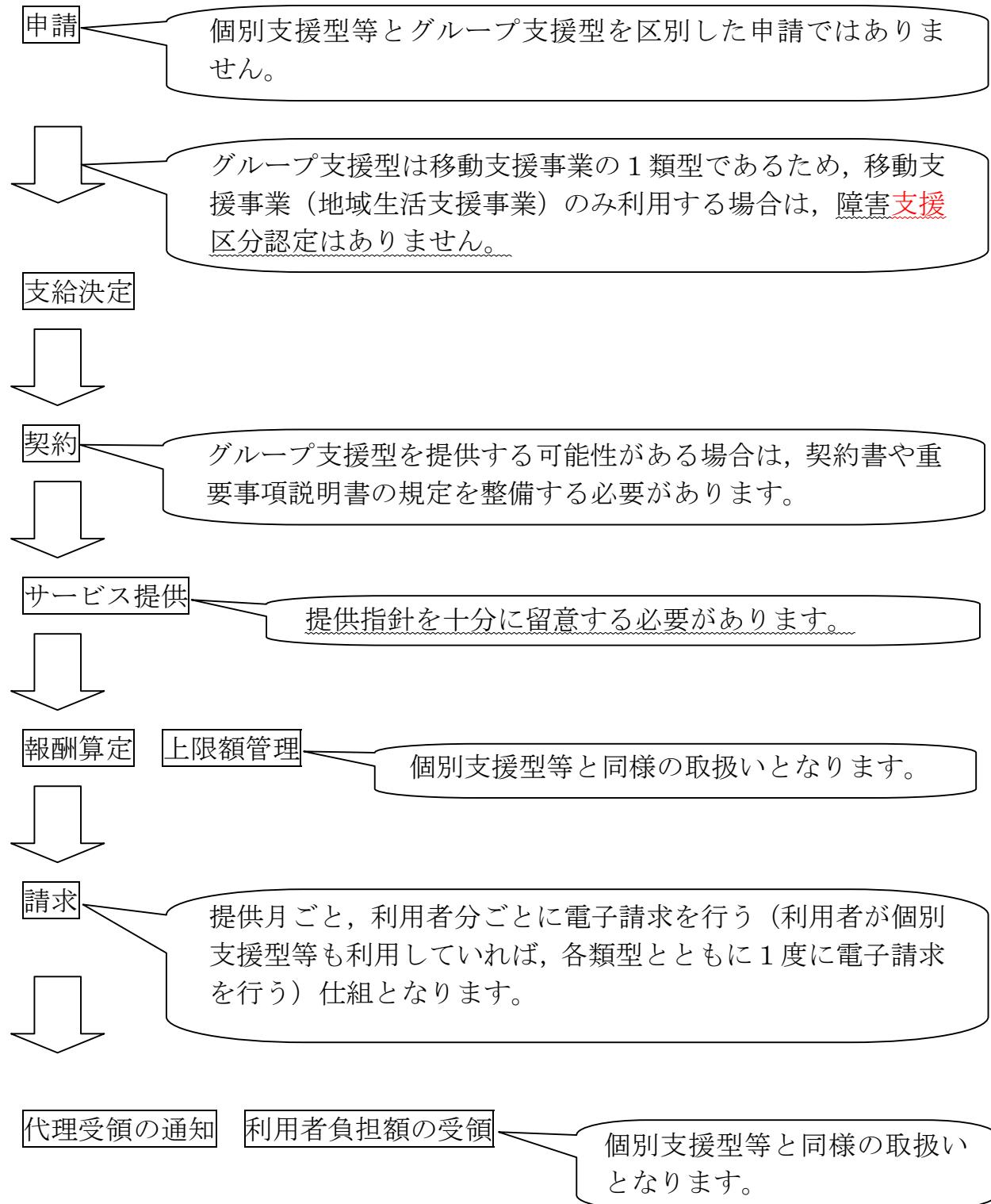
- ・ 外出の形態に応じたサービス利用
- ・ 利用者の自己選択・自己決定をより具体的にサポートする手法
- ・ 限りあるヘルパー数に応じてのサービス提供の確保

グループ支援型の内容一覧

項目	内容								
サービス利用者	移動支援事業の対象者である全身性障害・視覚障害・知的障害・精神障害のある方、 難病患者等 となります。								
サービス形態	1人のガイドヘルパーが、2人以上3人以下の利用者に対して、同時に提供するサービスとなります。(1人のガイドヘルパーは、別に定める自動車使用時の例外を除き、4人以上の利用者に対して、同時に提供できません。)								
利用目的	通年かつ長期にわたる外出（通学・通所等）には原則として利用できません。 なお、通学については、 京都市移動支援事業の個別支援型等による大学・短期大学・専門学校（専門課程以外）への通学と、ほほえみネット（放課後支援型・通学支援型）による通学 において、利用できます。								
支給決定	受給者証交付時にはグループ支援型が提供されるか不明であるため、 (二) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">サービス種別</td> <td>移動支援（身体介護を□□）</td> </tr> <tr> <td>支給量等</td> <td>○○時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通学支援 ○○時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放課後支援対象者</td> </tr> </table> <p>と記載され、○○時間の中で、個別支援型等とともに利用できます。なお、吹き出しが、ほほえみネットが支給決定されている場合の例です。</p>	サービス種別	移動支援（身体介護を□□）	支給量等	○○時間		通学支援 ○○時間		放課後支援対象者
サービス種別	移動支援（身体介護を□□）								
支給量等	○○時間								
	通学支援 ○○時間								
	放課後支援対象者								
契約	グループ支援型を提供する可能性がある場合は、契約書や重要事項説明書の規定を整備する必要があります。								
サービス基準	提供指針がグループ支援型の基準となります。								
京都市移動支援サービス提供実績記録票	グループ支援型を提供する場合でも、個別支援型等と同じ実績記録票の中で、番号を分けて記載します。								
事業所が主催するイベント等との関係	個別支援型等と同様の取扱いとなります。グループ支援型では、その性格上、実際に利用しやすい関係となります。								
報酬単価	利用者1人当たり、個別支援型の概ね7割の報酬単価となり、グループ支援型の請求サービスコードが設けられています。								

利用者負担	個別支援型等と同様の取扱いとなります。
請求	グループ支援型の請求サービスコードで国保連合会に電子請求を行います。
指定事業所	指定京都市移動支援事業所は、別に指定を受ける必要はありませんが、グループ支援型を行うときは、京都市長（京都市障害保健福祉推進室）に対して事前に届出を提出する必要があります。
応諾義務	一部事項を除き、個別支援型等の応諾義務と同様の取扱いとなります。

グループ支援型のプロセスのポイント



グループ支援型の利用目的

◎ グループ支援型・個別支援型等による通年かつ長期にわたる外出

通年かつ長期にわたる外出（通所・通学等）の利用については、現在まで国制度（重度訪問介護・同行援護・行動援護）で継続している下記の支援費制度時の取扱いを、京都市移動支援事業でも踏襲しており、利用対象外となります（ただし、**京都市移動支援事業の個別支援型等による大学・短期大学・専門学校（高等課程以外）への通学と、ほほえみネット（放課後支援型・通学支援型）による通学**は京都市移動支援事業の対象）。

（国の支援費制度Q & A集 平成15年3月 問1から抜粋）

（問）

移動介護について、通所施設や小規模作業所、保育所及び学校等への送迎は支援費の算定の対象となるのか。

（答）

移動の介護について、通所施設や小規模作業所、保育所及び学校等への送迎は通年かつ長期に渡る外出と考えられることから支援費の算定対象とはならない。

なお、保護者の出産、病気等で一時的に行われる移動介護については、支援費の算定対象として差し支えない。

◎ グループ支援型・個別支援型等による経済活動に係る外出

通勤や営業活動等、経済活動に係る外出の利用については、国制度（重度訪問介護・同行援護・行動援護）の取扱いと同様に、京都市移動支援事業でも利用対象外となります。

グループ支援型のサービス基準

支給決定基準は個別支援型とグループ支援型で同様であり、下記の提供指針が、グループ支援型の提供基準となります。

京都市移動支援事業におけるグループ支援型の提供指針

(グループ支援型の形態)

1人のガイドヘルパーが、2人以上3人以下の利用者に対し、同時にサービスを提供すること。なお、1人のガイドヘルパーは、別に定める自動車使用時の例外を除き、4人以上の利用者に対し、同時にサービスを提供しないこと。

(グループ支援型の届出)

指定京都市移動支援事業所（以下、「移動支援事業所」という。）は、グループ支援型を行うときは、所定の様式により、あらかじめ京都市長（京都市障害保健福祉推進室）に対し届け出ること。ただし、届出については、移動支援事業所として1度行うことで足りること。

(移動支援計画作成上の留意点)

移動支援事業所は、グループ支援型の提供に当たり、利用者に応じたサービス内容及び支援内容を考慮し、移動支援計画を作成すること。

(利用者等への説明)

移動支援事業所は、グループ支援型の提供に当たり、あらかじめ利用者及び保護者等（利用者が児童の場合及びその他保護者等に説明が必要な場合）に対し、サービス内容、支援内容及び従業者等を説明すること。

(利用者の安全性の確保)

移動支援事業所は、グループ支援型の提供に当たり、利用者の安全性を確保できるよう配慮し、これを確保できない場合はサービスを提供しないこと。

(グループ支援型等の強制の禁止)

移動支援事業所は、利用者等に対し、グループ支援型の利用や事業所等が主催するイベント等への参加を強制しないこと。

(その他)

移動支援事業所は、その他、個別支援型と共に取り扱う事項に留意すること。

◎ 提供指針の留意点

・ (利用者等への説明)について

とりわけ、事業所が主催するイベント等に当たっては、文書(チラシ等)を配布することにより、利用者及び保護者等(利用者が児童の場合及びその他保護者等に説明が必要な場合)に対して、その内容を明らかにすることが望ましいこととなります。

・ ガイドヘルパー以外の人員の活用について

グループ支援型は、事業所が主催するイベント等に実際に利用しやすい結果、ボランティア等の活用も想定されるため、このようなガイドヘルパー以外の人員を活用できる仕組となります。

なお、ボランティアの活用方法については、ボランティアの性格上、提供指針に直接には定められていません。

ただし、このようにガイドヘルパー以外の人員を活用する場合でも、ガイドヘルパーと利用者の割合が提供指針の(グループ支援型の形態)から逸脱しないよう留意する必要があります。

また、ボランティア等をガイドヘルパーと読み替えることはできません。提供指針の(利用者の安全性の確保)の観点から、ボランティア等がいなければ移動支援としての安全性を確保できない場合は、グループ支援型を提供することができます。

事業所が主催するイベント等との関係

事業所が主催するイベント等については、現在まで国制度（重度訪問介護・同行援護・行動援護）で継続している下記の支援費制度時の取扱いを京都市移動支援事業でも踏襲しており、グループ支援型でも同様の取扱いとなります。

（国の支援費制度関係Q & A集 平成16年12月 問11から抜粋）

（問）

事業者が主催（発案・企画）した多人数での集団旅行・遠足等のレクリエーション活動の際に、ガイドヘルプサービス（いわゆる集団旅行・遠足等ガイドヘルパー）を提供することは可能か。

（答）

障害児（者）の発意（提案）によらないガイドヘルプサービスは、障害児（者）の主体的な活動を支援するという支援費本来の趣旨ではないことから、支援費の支給対象とはならない。

支援費の支給対象外となるガイドヘルプサービスは以下のとおり。

1. 下記①、②両方に該当するもの

①実質的に事業者が主催（発案・企画）するもの

②複数の障害児（者）に対し、同数程度のガイドヘルパーが付き添って行われるもの

2. 1.以外であってもツアービジネスとして商業的な性格がうかがえるもの

なお、事業者が支援費対象外として独自のサービスを実施することを妨げるものではない。

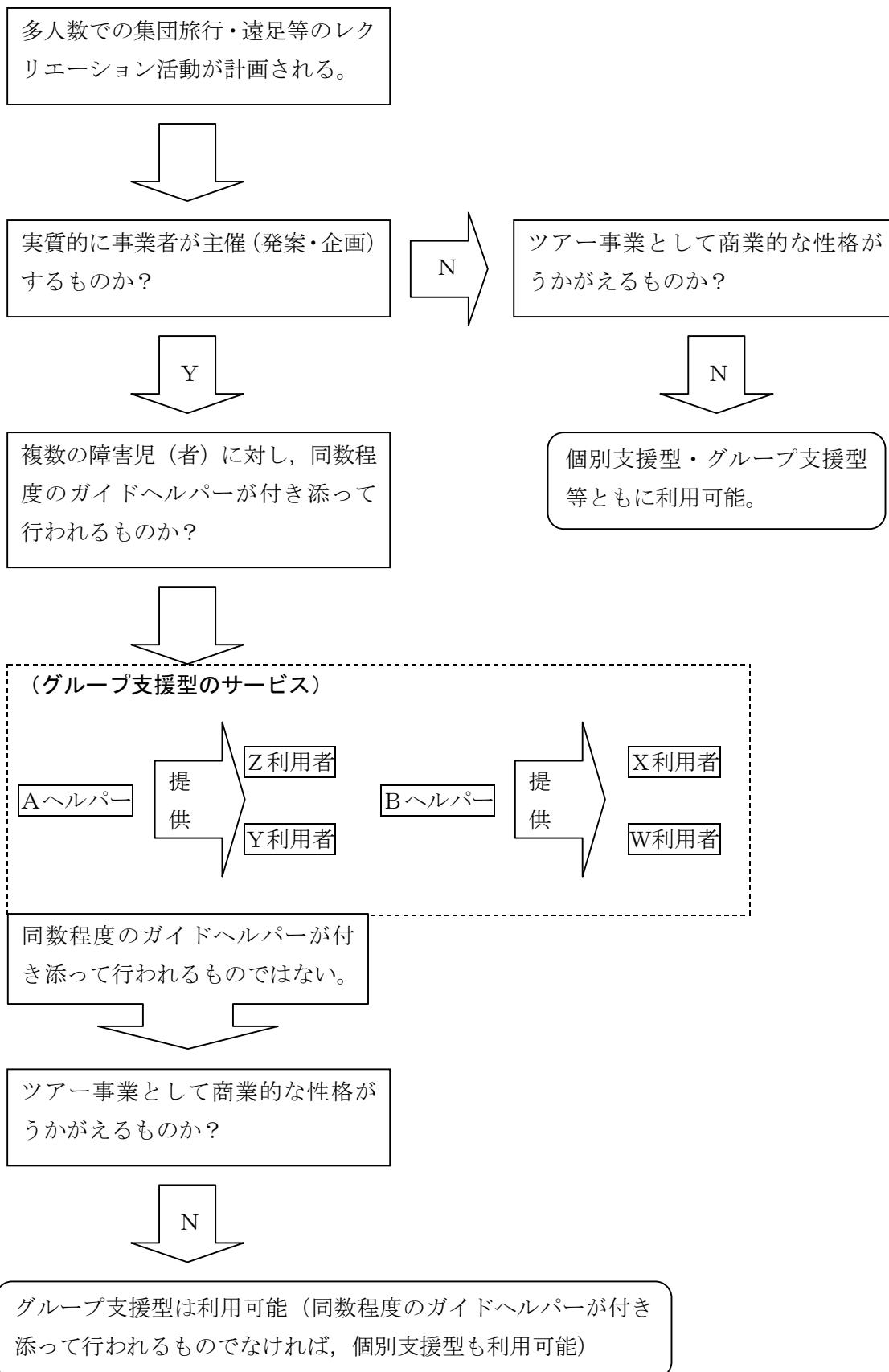
（参考）具体例

- ・ 事業者が発案・企画し、多数のガイドヘルパーが多数の障害児と一緒にプール、遠足、遊園地、映画等へ連れて行くガイドヘルプサービス
- ・ 事業者が主催する日帰り旅行において、多数の障害者にガイドヘルパーが同行して行われるガイドヘルプサービス

ただし、グループ支援型は、1人のガイドヘルパーが2人以上3人以下の利用者に対して同時に提供するサービスであるため、上記（答）1. ②には実質的に該当し難いものとなります（（答）1. は、①・②両方に該当するものは支給対象とならない一方、①だけに該当するものは支給対象となります）。

◎ 事業所が主催するイベント等への取扱可否の流れ

※ Yは「YES（はい）」、Nは「NO（いいえ）」を示しています。



グループ支援型の報酬単価

◎ 報酬単価の考え方

利用者1人ごとに、グループ支援で提供した算定時間に応じて、個別支援型の概ね7割となります。

◎ 報酬単価のイメージ

下記は日中の時間帯の合成単位数であり、実際の請求サービスコードについては、「京都市移動支援事業単位数 請求サービスコード（平成26年4月サービス提供分～）」でお示ししています。

算定時間	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
0. 5時間	193単位	181単位
1. 0時間	256単位	181単位
1. 5時間	394単位	239単位
2. 0時間	457単位	296単位
2. 5時間	521単位	353単位
3. 0時間	584単位	411単位
3. 5時間	647単位	467単位
4. 0時間	710単位	525単位
4. 5時間	773単位	582単位
5. 0時間	836単位	639単位
5. 5時間	899単位	696単位
6. 0時間	962単位	753単位
6. 5時間	1, 025単位	810単位
7. 0時間	1, 088単位	868単位
7. 5時間	1, 151単位	924単位
8. 0時間	1, 214単位	982単位

※1 グループ支援型についても、個別支援型と同様に、算定時間ごとの請求サービスコードを設けています。

※2 早朝（6時～8時）及び夜間（18時～22時）の時間帯については25%，深夜（22時～6時）の時間帯については50%の加算が合成単位数に含まれています。

※3 電子請求では、京都市内・市外の移動支援事業所にかかわらず、請求サービスコードの合成単位数に10をかけることで円換算される取扱いとなります（京都市移動支援事業においては10.6ではありません）。

グループ支援型の利用者負担

◎ 「身体介護を伴う」の利用者負担（個別支援型と同様）

利用者負担上限月額又は一月の総費用額の1割のうち、低い方の額となります。

また、障害福祉サービスを併給する場合は、一つの利用者負担上限月額を上限として、障害福祉サービスの利用者負担額から充当する特例上限（障害福祉サービスとの間の上限額管理）や、総合上限制度が適用されます。

◎ 「身体介護を伴わない」の利用者負担（個別支援型と同様）

利用者負担はありません。

グループ支援型のサービス提供実績記録票・請求

◎ 個別支援型等と共通の実績記録票

個別支援型・グループ支援型等で統一の様式であり、請求時にこれらを区別できるよう、「曜日」欄の右に「サービス内容」欄を設けています。

また、「サービス内容」欄については、個別支援型を「1」、グループ支援型を「2」、セミヘルパー型を「3」、放課後支援型を「4」、通学支援型を「5」として記載します。

日付	曜日	サービス内容	サービス提供時間		算定時間数	算定時間累計	派遣人數	提供者印	サービス	確認印	利用者
			開始時間	終了時間							
			:	:	:	:					
			:	:	:	:					

◎ 実績記録票の記載例

日付	曜日	サービス類型	サービス提供時間		算定時間数	算定時間累計	派遣人數	提供者印	サービス	確認印	利用者
			開始時間	終了時間							
5	日	1	9:30	15:30	6:00	6:00	1	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ
12	日	1	9:30	15:30	6:00	12:00	1	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ
19	日	2	9:00	17:00	8:00	20:00	1	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ

※ 同一日にグループ支援型と個別支援型を提供する場合は、それぞれ行を分けて記入、押印します。

◎ 上記記載例（19日）とともにグループ支援型を利用する他の利用者の記載例

日付	曜日	サービス類型	サービス提供時間		算定時間数	算定時間累計	派遣人數	提供者印	サービス	確認印	利用者
			開始時間	終了時間							
19	日	2	9:00	17:00	8:00	8:00	1	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ

グループ支援型の指定事業所・届出

指定京都市移動支援事業所であれば、グループ支援型として改めて指定を受けるものではありませんが、グループ支援型を行うときは、事前に京都市長（京都市障害保健福祉推進室）に届出を行います。

なお、届出の受理に当たり、提供指針の（利用者の安全性の確保）等が確保されるよう、京都市障害保健福祉推進室において、サービス提供に関する緊急時の考え方を確認します。

京都市移動支援事業におけるグループ支援型の届出

□□年□□月□□日

（あて先）京都市長殿

届出者 所在地 京都市□□区□□町□□
名 称 □□□□ □□事業所
代表者 □□ □印
連絡先 □□□-□□□-□□□□

京都市移動支援事業において、下記のとおりグループ支援型を行うことを届け出ます。

記

1 指定京都市移動支援事業所名称

□□□□ □□□□事業所

2 指定京都市移動支援事業所番号

266□□□□□□

3 グループ支援型を行う対象

知的障害

京都市移動支援事業の対象である、全身性障害、視覚障害、知的障害、精神障害、**難病等**のうち、グループ支援型を行う対象を記載します。

4 サービス提供に関する緊急時の対応等

別添のとおり

事業所が作成したマニュアル等を添付又は緊急時の対応等を記載します。

※1 ゴシック体部分は記載例となります。

※2 届出が行われているかについては、「京都市地域生活支援事業（移動支援事業）事業所一覧」でお示しします。

※3 届出については、一度行うことで足りるものであり、障害種別に対応した資格を有する従業者がいなくなつた場合でも、再度届出等を行う必要はありません。

グループ支援型の応諾義務

京都市移動支援事業では、「平成18年9月29日 厚生労働省令第171号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第11条や第13条を引用しています。

(提供拒否の禁止)

第十一条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

また、上記基準については、「障発第1206001号 平成18年12月6日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」において、詳細な取扱いが示してあります。

第三2（3）提供拒否の禁止（基準第11条）

指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならぬことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規定において主たる対象とする障害の種類を定めてい る場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他 利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合

である。

第三2（5）サービス提供困難時の対応（基準第13条）

指定居宅介護事業者は、基準第11条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合には、基準第13条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

グループ支援型を行うため京都市長（京都市障害保健福祉推進室）に届出を行っている事業所は、グループ支援型について、個別支援型等と同様に応諾義務を取り扱います。

ただし、中には個別支援型では標準的なサービスを提供しているが、グループ支援型では複数の利用者の組合せがない等により、グループ支援型のサービスを提供できない場合も想定されます。

このため、上記の基準第13条や通知第三2（5）の取扱いについては、グループ支援型には適用されない取扱いとなります。

グループ支援型の算定事例

下記の総費用額は、平成26年度の報酬単価を用いたイメージであり、実際の請求サービスコードについては、「京都市移動支援事業単位数 請求サービスコード（平成26年4月サービス提供分～）」表でお示ししています。

また、下記のグループ支援型の前後等の個別支援型との組合せも、必要条件ではなく、利用の一イメージとなります。

（事例1）Z利用者・Y利用者は身体介護を伴わない

Aヘルパー	提供	9:00	10:00	15:00	16:00
		Z利用者	個別支援型	グループ支援型	個別支援型
		Y利用者		グループ支援型	

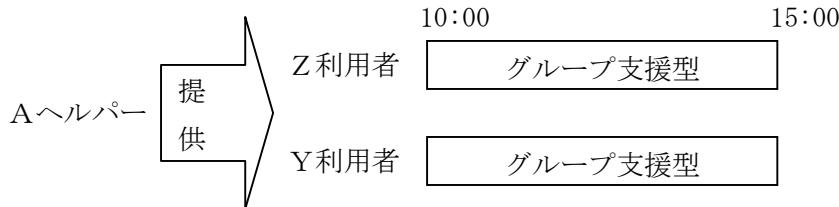
Z利用者	算定時間	○個別支援型：2時間 ○グループ支援型：5時間	合計7時間
	総費用額	○個別支援型：日中1時間 258単位×2 ○グループ支援型：日中5時間 639単位	合計1,155単位
Y利用者	算定時間	グループ支援型：5時間	合計5時間
	総費用額	グループ支援型：日中5時間 639単位	合計639単位

（事例2）Z利用者・Y利用者は身体介護を伴う

Aヘルパー	提供	9:00	10:00	15:00	16:00
		Z利用者	個別支援型	グループ支援型	個別支援型
		Y利用者		グループ支援型	

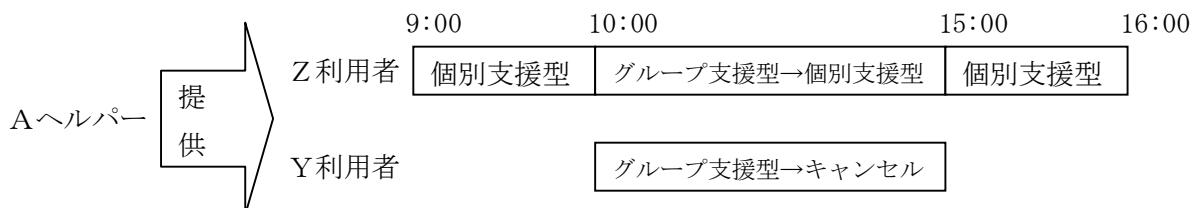
Z利用者	算定時間	○個別支援型：2時間 ○グループ支援型：5時間	合計7時間
	総費用額	○個別支援型：日中1時間 365単位×2 ○グループ支援型：日中5時間 836単位	合計1,566単位
Y利用者	算定時間	グループ支援型：5時間	合計5時間
	総費用額	グループ支援型：日中5時間 836単位	合計836単位

(事例3) Z利用者は身体介護を伴わない・Y利用者は身体介護を伴う



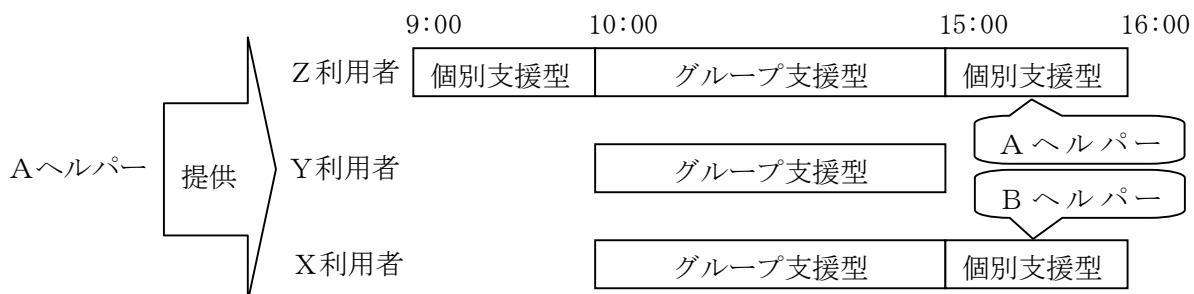
Z利用者	算定時間	グループ支援型：5時間	合計 5時間
	総費用額	グループ支援型：日中 5時間 639 単位	合計 639 単位
Y利用者	算定時間	グループ支援型：5時間	合計 5時間
	総費用額	グループ支援型：日中 5時間 836 単位	合計 836 単位

(事例4) Z利用者・Y利用者は身体介護を伴わない



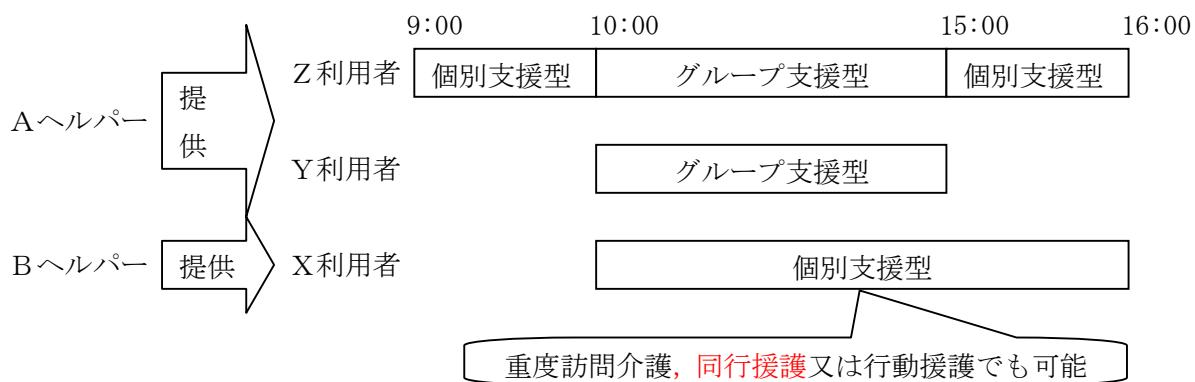
Z利用者	算定時間	個別支援型：7時間	合計 7時間
	総費用額	個別支援型：日中 7時間 1,239 単位	合計 1,239 単位
Y利用者	算定時間		
	総費用額		

(事例5) Z利用者・Y利用者・X利用者は身体介護を伴わない



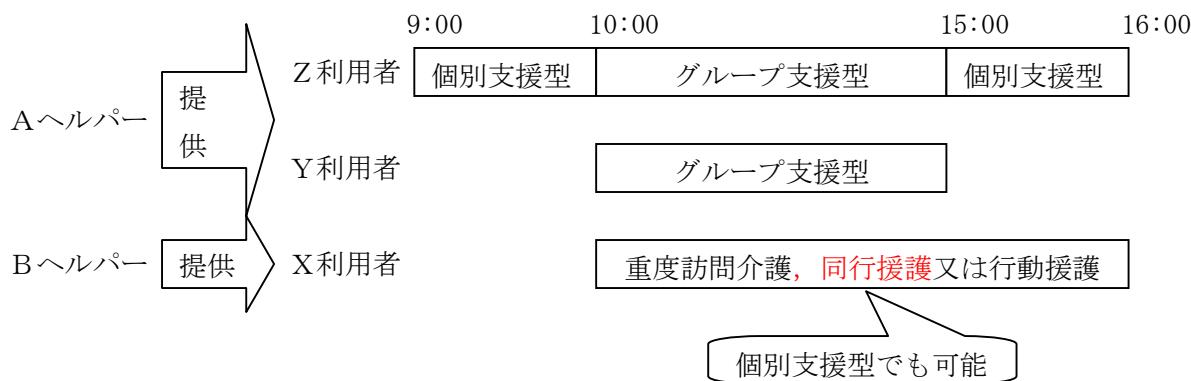
Z 利 用 者	算定時間	○個別支援型：2 時間 ○グループ支援型：5 時間	合計 7 時間
	総費用額	○個別支援型：日中 1 時間 258 単位×2 ○グループ支援型：日中 5 時間 639 単位	合計 1,155 单位
Y 利 用 者	算定時間	グループ支援型：5 時間	合計 5 時間
	総費用額	グループ支援型：日中 5 時間 639 単位	合計 639 単位
X 利 用 者	算定時間	○個別支援型：1 時間 ○グループ支援型：5 時間	合計 6 時間
	総費用額	○個別支援型：日中 1 時間 258 単位 ○グループ支援型：日中 5 時間 639 単位	合計 897 単位

(事例 6) Z利用者・Y利用者は身体介護を伴わない、X利用者は身体介護を伴う



Z 利 用 者	算定時間	○個別支援型：2 時間 ○グループ支援型：5 時間	合計 7 時間
	総費用額	○個別支援型：日中 1 時間 258 単位×2 ○グループ支援型：日中 5 時間 639 単位	合計 1,155 单位
Y 利 用 者	算定時間	グループ支援型：5 時間	合計 5 時間
	総費用額	グループ支援型：日中 5 時間 639 単位	合計 639 単位
X 利 用 者	算定時間	個別支援型：6 時間	合計 6 時間
	総費用額	個別支援型：日中 6 時間 1,373 単位	合計 1,373 単位

(事例 7) Z利用者・Y利用者は身体介護を伴う、X利用者は重度訪問介護、同行援護又は行動援護



Z 利 用 者	算定時間	○個別支援型：2 時間 ○グループ支援型：5 時間	合計 7 時間
	総費用額	○個別支援型：日中 1 時間 365 単位×2 ○グループ支援型：日中 5 時間 836 単位	合計 1,566 単位
Y 利 用 者	算定時間	グループ支援型：5 時間	合計 5 時間
	総費用額	グループ支援型：日中 5 時間 836 単位	合計 836 単位
X 利 用 者	算定時間	重度訪問介護、同行援護又は行動援護：6 時間	合計 6 時間
	総費用額	重度訪問介護、同行援護又は行動援護の報酬算定の取扱いによる。	

グループ支援型の想定事例

グループ支援型については、下記のような事例が想定されると考えられます
が、利用・提供はこれらの事例に限定されるものではありません。

（事例 1）

事業所が主催した日帰りのキャンプにおいて、複数の利用者にサービスを提供して行くもの（利用者の主体的な発案に基づく場合も想定されます）

（事例 2）

夏休み等に、1人の児童に大人のガイドヘルパーのマンツーマンによるサービス提供ではなく、複数の児童に対して同時に提供するもの

（事例 3）

兄弟姉妹である複数の児童等がともに行う社会参加や余暇活動等について
サービスを提供して行くもの

（事例 4）

同一のグループホームに入居する利用者が、土曜や日曜等に実家に帰る場合
に、各利用者を巡回的に送迎するもの

なお、この形態の場合、最後に送迎する利用者については、その直前に送迎
が終了した利用者と別れた後、個別支援型に移行することとなります。

（事例 5）

家族が外出に付き添えない利用者に個別支援型のガイドヘルパーが確保でき
なかつたが、複数の利用者とともに受けるサービスでよいという利用者等
(※1) の希望があり、他の利用者等 (※2) の了解の下、複数の利用者に同
時にサービスを提供するもの

※1 利用者が児童の場合等は保護者を含む。

※2 元々、個別支援型等のガイドヘルパーを利用していた利用者（利用者が
児童の場合等は保護者を含む。）

※3 グループ支援型については、京都市移動支援事業として合目的的なサー
ビス提供が想定されていますが、中には事例5のような希望があることも
想定され、このような利用・提供を不可とするものではありません。

自動車使用時の取扱い

個別支援型やグループ支援型にかかわらず、移動支援の提供に関して自動車を使用する場合の取扱いについて、グループ支援型に併せて、資料上明らかにしたものです。

◎ 運転中の移動支援の算定

・ 1人派遣のガイドヘルパーが運転する場合について

運転中には、利用者に対して介護等が行われない（運転手は運転に専念するものである）ため、移動支援の報酬は算定されません。ただし、利用者の状況に応じて、自動車を停車して介護等が行われる場合は、移動支援の報酬が算定されます。

・ 2人派遣のガイドヘルパーのうち、1人が運転し、もう1人が介護等を行う場合について

運転するガイドヘルパーについては、運転中には、利用者に対して介護等が行われない（運転手は運転に専念するものである）ため、移動支援の報酬は算定されません。ただし、利用者の状況に応じて、自動車を停車して介護等が行われる場合は、移動支援の報酬が算定されます。

運転しないガイドヘルパーについては、運転中に、利用者に対して体位保持や見守りの介護等が行われる場合は、移動支援の報酬が算定されます。

（参考）（国の支援費制度関係Q & A集 平成15年3月 問25から抜粋）

（問）

通院等の際にヘルパー自身の運転による移動（介護タクシーを含む）時間も含めて支援費を算定してよいか。

（答）

通院の際のヘルパー自身の運転による自動車等における移動中は、ヘルパーが利用者に対し、介護等が行われていないことから、その時間帯は支援費の対象としない。

ただし、部屋からの移動、タクシー乗降の介護、院内での移動・受診等の手続等を行っている時間帯は、一連の行為として支援費の対象とする。

例えば、

部屋からの移動、居宅から自動車への乗車の介護等10分……（A）

車での移動時間……35分（B）

自動車の降車の際の介護、院内の移動・受診等の手続等10分……（C）の場合は、報酬の対象となるのは、（A）+（C）=20分となり、30分未満の「身体介護」の支援費の額となる。

※ 当該Q & Aについては、支援費制度時のものですが、現行の障害福祉サービスで通院や移動の介護を行う場合にも適用されます。

◎ ガソリン代・道路通行料（有料道路使用料）・駐車料金

利用者・保護者から実際に生じた費用（実費）を徴収するのであれば、道路運送法上の手續は必要なく、利用契約として徴収できます。

なお、とりわけガソリン代は、事前に一律的な徴収額を定めるのではなく、事後において、実費を徴収できるものとなります。

◎ ガソリン代の考え方

(ガソリン代徴収の流れ)

- ・ 使用する自動車の燃費①を把握しておきます。
 - ・ 使用する自動車に入れたガソリンの価格②を把握しておきます。(②は、一律的な価格ではなく、実際に自動車に入れた価格となります。)
 - ・ 移動支援に関して、運転を開始したときの走行距離と、運転を終了したときの走行距離を把握しておきます。(これら距離の差は、移動支援に関して走行した距離③となります。)
 - ・ サービス提供の後において、
「移動支援に関して走行した距離③÷燃費①×ガソリンの価格②」
で計算される金額を徴収できます。

また、上記（ガソリン代徴収の流れ）の①②③や徴収額の計算式については、利用契約書や重要事項説明書において、具体的な内容や考え方を明らかにする必要があります。

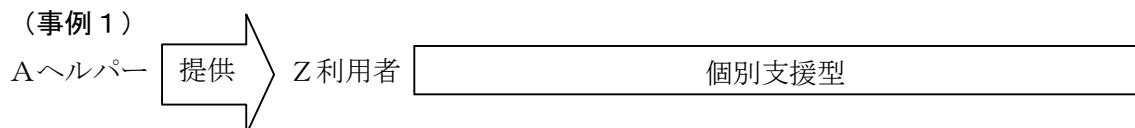
- #### ①及び徴収額の計算式について

利用契約書や重要事項説明書において、具体的な数値を明らかにする必要があります。

- ## ②及び③について

利用契約書や重要事項説明書において、考え方を明らかにする必要があります。

(事例 1)



上記（ガソリン代徴収の流れ）のとおり、「移動支援に関して走行した距離 ÷ 燃費 × ガソリンの価格」で計算される金額を徴収できます。

(事例2)



- #### ・ I 及びIIIのサービス提供について

上記（ガソリン代徴収の流れ）のとおり、「移動支援に関して走行した

「距離÷燃費×ガソリンの価格」で計算される金額を徴収できます。

・ **Ⅱのサービス提供について**

2人の利用者に同時にサービスを提供するため、上記（ガソリン代徴収の流れ）に、利用者数で案分する考え方を加え、計算します。

このため、「移動支援に関して走行した距離÷燃費×ガソリンの価格÷2人」で計算される金額について、2人の利用者等からそれぞれ徴収できます。

◎ **高速道路料金等の道路通行料（有料道路使用料）・駐車料金の考え方**

自動車を使用するに際して、実際に生じた費用（実費。利用者が複数の場合には利用者数で案分した金額）を徴収できます。

◎ **人件費（運転手代）・車両償却費・保険料等の考え方**

利用者や保護者から徴収する場合は、事前に道路運送法上の許可、登録等の手続を行う必要があります。

利用契約書・重要事項説明書のイメージ

指定京都市移動支援事業所がグループ支援型を行うときは、京都市長（京都市障害保健福祉推進室）に対して事前に届出を行うとともに、グループ支援型の提供が想定される利用者との利用契約において、契約書や重要事項説明書の規定を整備する必要があります。

ただし、グループ支援型については、複数の利用者の組合せが必要であり、利用契約時には提供されるかどうか明らかでない場合があります。

このため、グループ支援型を提供する可能性がある利用者については、利用契約書や重要事項証明書において、グループ支援型が行われる場合の考え方を含めつつ、利用契約においては、移動支援（身体介護を□□）□□時間として締結することが現実的と考えられます。

◎ 利用契約書のイメージ（グループ支援型関係部分等の抜粋）

下記はイメージであり、事業所の形式を限定するものではありません。

移動支援サービス利用契約書

□□□□ □□□□（以下「甲」といいます。）と□□□□様（以下、「乙」といいます。）は、甲が乙に提供する移動支援サービス（以下「移動支援」といいます。）について、次のとおり契約します。

（利用者が児童の場合の補足説明）

□□□□ □□□□（以下「甲」といいます。）と□□□□様（以下、「乙」といいます。）は、甲が□□□□様（以下「丙」といいます。）に提供する移動支援サービス（以下「移動支援」といいます。）について、次のとおり契約します。

注 下記については、利用者が児童ではない場合で記載しています。

（移動支援計画）

第□条 甲のサービス提供責任者は、乙について、状況を把握し、サービスの提供により解決すべき課題を明らかにするとともに、支援の方向性や目標を明確にするため、日常生活の状況及び希望を踏まえ、移動支援計画を作成します。移動支援計画には、提供するサービスの具体的な内容、所要時間及び日程等を記載し、作成及び変更に際しては、その内容を乙及び同居の家族に説明します。

（移動支援の提供）

第□条 甲は、京都市移動支援事業実施要領第4条に該当する者を乙に派遣し、移動支援計画に沿って移動支援を提供します。

2 移動支援においてグループ支援型又は放課後支援型のサービスを提供する場合は、第1項で定める他、グループ支援型については「京都市移動支援事業におけるグループ支援型の提供指針」及び「京都市移動支援事業におけるグループ支援型の届出」に沿って、また放課後支援型については「京都市移動支援事業における放課後支援の届出」に沿って、移動支援を提供しま

す。

(「京都市移動支援事業におけるグループ支援型の提供指針」の補足説明)

上記のように利用契約書に記載するとともに、提供指針を配布することにより、提供指針の内容を取り込んだ利用契約とすることができます。利用者に配布できる提供指針については、後ページに添付しています。

また、提供指針の内容を利用契約書に取り込む形で記載する方法もあります。

(実費負担等)

第□条 移動支援の提供に当たり、甲の従業者が公共交通機関、タクシー又は甲の所有する自動車の使用に要する交通費（実費）は、乙の負担とします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 □□□□年□□月□□日

契約開始日 □□□□年□□月□□日

甲 京都市□□区□□町□□

□□□□ □□□□

印

乙 京都市□□区□□町□□

□□□□

印

(利用契約書のイメージ全体の補足説明)

グループ支援型を提供する可能性がある利用者との利用契約書については、グループ支援型が行われる場合の考え方を含め、規定を整備することにより、個別支援型とグループ支援型を分けない形式とできます。

◎ 重要事項説明書のイメージ（グループ支援型関係部分等の抜粋）

下記はイメージであり、事業所の形式を限定するものではありません。

移動支援サービス重要事項説明書

□□□□ □□□□（以下「甲」といいます。）が□□□□様（以下、「乙」といいます。）に提供する移動支援サービス（以下「移動支援」という。）の開始に当たり、移動支援に関する重要事項を以下のとおり説明します。

(利用者が児童の場合の補足説明)

□□□□ □□□□（以下「甲」といいます。）が□□□□様（以下、「乙」といいます。）との契約に基づき□□□□様（以下「丙」といいます。）に提供する移動支援サービス（以下「移動支援」といいます。）の開始に当たり、移動支援に関する重要事項を以下のとおり

説明します。

注 下記については、利用者が児童ではない場合で記載しています。)

□ 提供するサービスの内容

京都市移動支援事業	移動支援（身体介護を伴わない）	乙に対し、外出時における移動中の支援等のサービス（身体介護を伴わないもの）を提供します。
	個別支援型	乙に対し、従業者1人で、社会参加のための移動支援を提供します。
	グループ支援型	乙と他の2人以内の利用者に対し、従業者1人で、社会参加のための移動支援を提供します。
	セミヘルパー型	乙に対し、京都市移動支援従業者短期養成研修修了者による従業者1人で、社会参加のための移動支援を提供します（なお、当該従業者であっても、京都市に届け出た実施場所での放課後等の見守り及びその前後の送迎、又は通学の送迎のための移動支援を提供する場合は、放課後支援型又は通学支援型として提供します）。
	放課後支援型	（省略。なお、記載が必要な場合は平成25年11月5日「京都市移動支援事業の短期養成研修・セミヘルパー型について各機関共通マニュアル」を参照してください。）
	通学支援型	

□ 実費負担等

① 交通費

□ 公共交通機関又はタクシーを使用する場合

移動支援の提供に当たり、甲の従業者が乙とともに公共交通機関又はタクシーを使用する場合に要する交通費（実費）は、乙の負担とさせていただきます。

□ 甲の所有する自動車を使用する場合

移動支援の提供に当たり、甲の従業者が乙とともに甲の所有する自動車を使用する場合に要する交通費（実費）は、

- ① 当該自動車（□□□□。以下同じ。）の燃費（□□km/ℓ）
- ② 当該自動車を使用するために入れたガソリンの価格（領収書に基づく。）
- ③ 移動支援に関して使用した当該自動車の走行距離（□□に基づく。）

において、「③÷①×②」により計算される金額を乙の負担とさせていただきます。

また、グループ支援型により他の利用者と同時にサービスを提供する場合の乙の負担は、「③÷①×②」について、乙と他の利用者を合わせた人数で割ることにより計算される金額とさせていただきます。

□ サービスの開始

① 移動支援計画の作成

移動支援の提供に当たり、乙の心身の状況、生活状況及び御希望等を踏まえ、提供するサ

サービスの具体的な内容、所要時間及び日程等を記載した移動支援計画を作成し、乙及び同居の家族に説明します。移動支援は、この移動支援計画に沿って提供します。

□□□□年□□月□□日

□□□□年□□月□□日からの移動支援の提供開始に当たり、乙に対し契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

甲 京都市□□区□□町□□

□□□□ □□□□  印

乙 京都市□□区□□町□□

□□□□  印

(重要事項説明書のイメージ全体の補足説明)

グループ支援型を提供する可能性がある利用者との重要事項説明書については、従来の記載にグループ支援型が行われる場合の考え方を含め、規定を整備することにより、個別支援型とグループ支援型を分けない形式とすることができます。

Q 1 提供指針の（グループ支援型の形態）の考え方

例えば、2人のガイドヘルパーと3人の利用者の割合や、3人のガイドヘルパーと5人の利用者の割合で、グループ支援型を行うことができるのか。

A 提供指針の（グループ支援型の形態）は、1人のガイドヘルパーが、2人以上3人以下の利用者に対して同時にサービスを提供するものであり、この割合の範囲でガイドヘルパーが同時にサービスを提供できる場合は、グループ支援型を行うことができます。

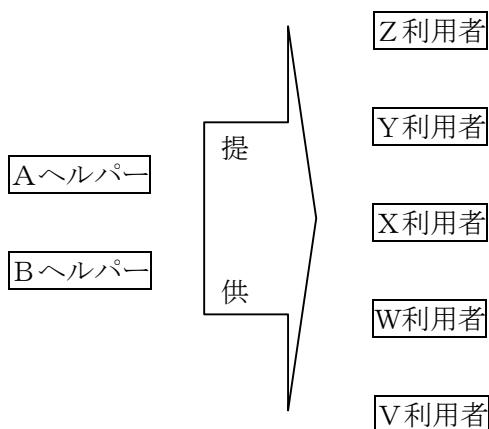
この割合は、2人のガイドヘルパーでは3人以上6人以内の利用者、3人のガイドヘルパーでは4人以上9人以内の利用者の範囲となるため、設問のような2人のガイドヘルパーと3人の利用者の割合や、3人のガイドヘルパーと5人の利用者の割合でグループ支援型を行うこともできます。

ただし、このような割合の中には、特定1人の利用者に対する特定1人のガイドヘルパーにおける専属のサービス提供が含まれることもあり、この専属の提供については、個別支援型としてサービス提供、報酬算定を行うこととなります。

このように、グループの一部が個別支援型となる場合は、個別支援型を除くガイドヘルパーと利用者の割合が提供指針の（グループ支援型の形態）に逸脱しないよう留意する必要があります。

（事例1）

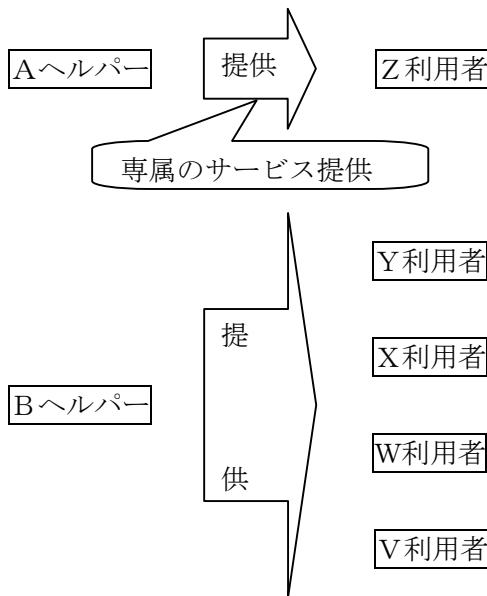
5人の利用者に対する2人のガイドヘルパーのサービス提供については、提供指針の（グループ支援型の形態）を逸脱しないため、グループ支援型を行うことができます。



（事例2）

Y, X, W, V利用者に対するBヘルパーのサービス提供については、提供指針の（グループ支援型の形態）を逸脱するため、グループ支援型を行うことができません（ただし、別に定める自動車使用時の例外に該当する自動車使用中は、グループ支援型を行うことができます）。

Z利用者に対するAヘルパーのサービス提供については、個別支援型として行うことになります。



※ Y, X, W, V利用者については、Bヘルパーにもう1人のガイドヘルパー（例えばCヘルパー）が加わること等により、グループ支援型を行うことができます。

Q 2 別に定める自動車使用時の例外の考え方

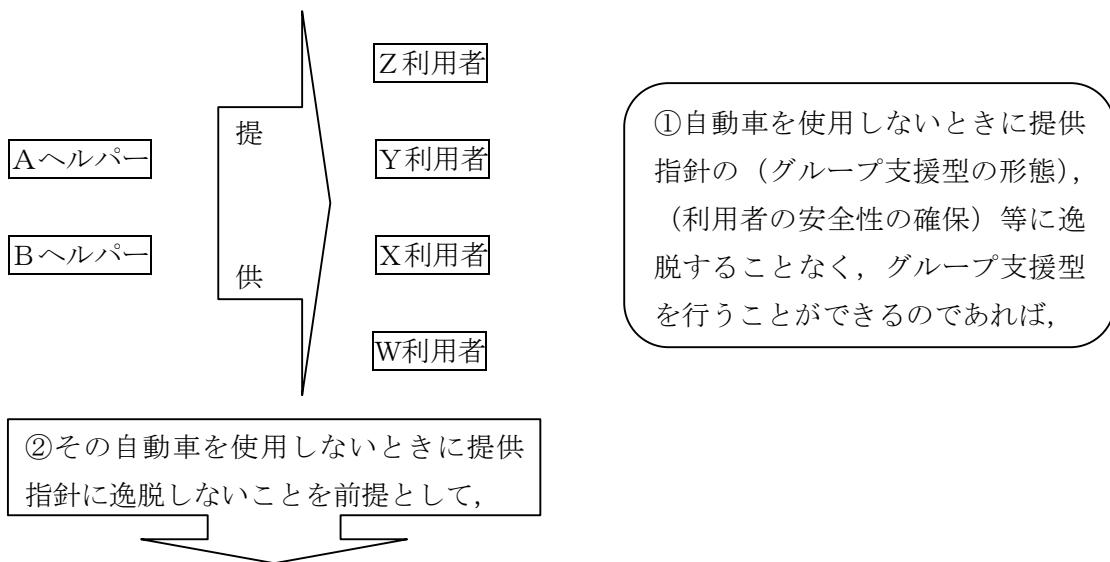
例えば、2人のガイドヘルパーと4人の利用者のグループ支援型で外出するため自動車を使用する際、1人のガイドヘルパーが運転し、もう1人のガイドヘルパーが4人の利用者に対して体位保持や見守りの介護等を行う場合は、自動車の使用時にグループ支援型を行うことができるのか。

A 自動車を使用しないときに提供指針の（グループ支援型の形態）、（利用者の安全性の確保）等に逸脱することなく、グループ支援型を行うことができるのであれば、その自動車の使用時に限り、提供指針の（グループ支援型の形態）を例外的に取り扱うことができます。

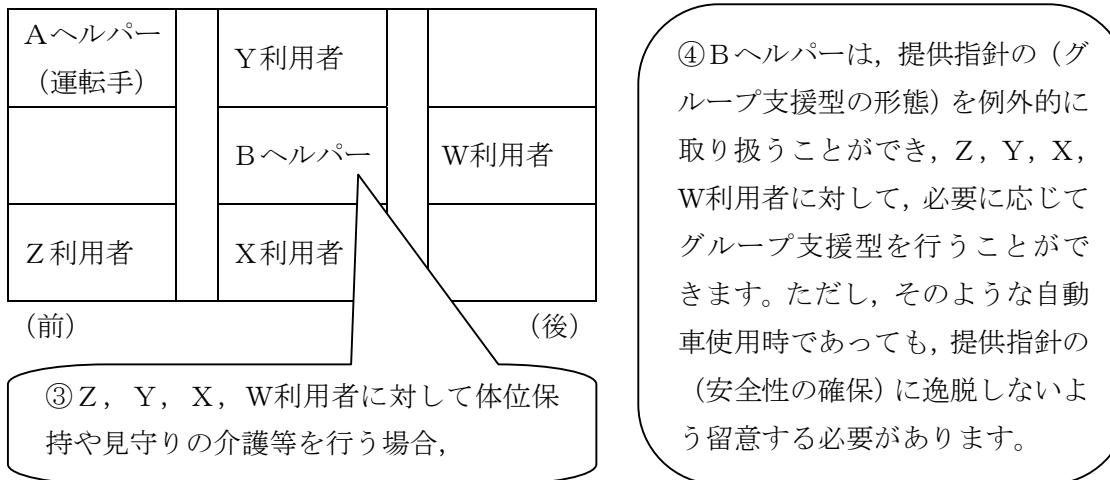
そこでは、その自動車使用時に1人のガイドヘルパー（運転中の運転手以外）が、4人以上の利用者に対して、必要に応じてグループ支援型を行うことができます（その自動車使用時に介護等が必要ない利用者にまで介護を行うものではありません）。

ただし、そのような自動車使用時であっても、提供指針の（利用者の安全性の確保）に逸脱しないよう留意する必要があります。

○ 自動車を使用しないとき



○ その自動車を使用するとき（自動車はワンボックスカーのイメージ）



Q 3 利用者不安定時の提供指針の考え方

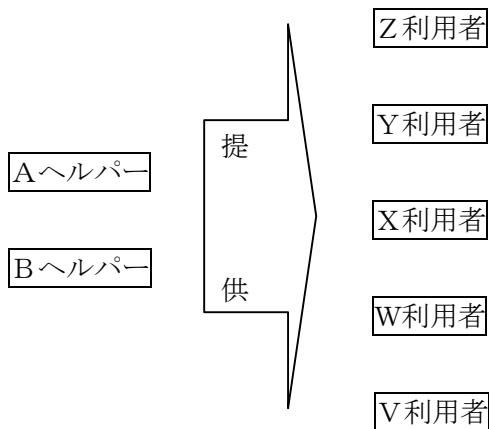
提供指針の（グループ支援型の形態）の範囲内で提供していたグループ支援型の最中、急遽、利用者が不安定になり、ガイドヘルパーが居宅まで送迎することになったときに、残りの利用者に対するグループ支援型が提供指針の（グループ支援型の形態）の範囲から逸脱する場合、その日継続して残る利用者に対してグループ型を行うことができるのか。

A 設問のように提供指針の（グループ支援型の形態）の範囲から逸脱する場合は、その日継続して残る利用者に対してグループ支援型を行うことができないため、あらかじめ、このような場合を想定した提供体制等を確保しておく必要があります。

なお、「京都市移動支援事業におけるグループ支援型の届出」の「4 サービス提供における緊急時の対応等」については、このような場合も想定したものとなります。

○ 当初

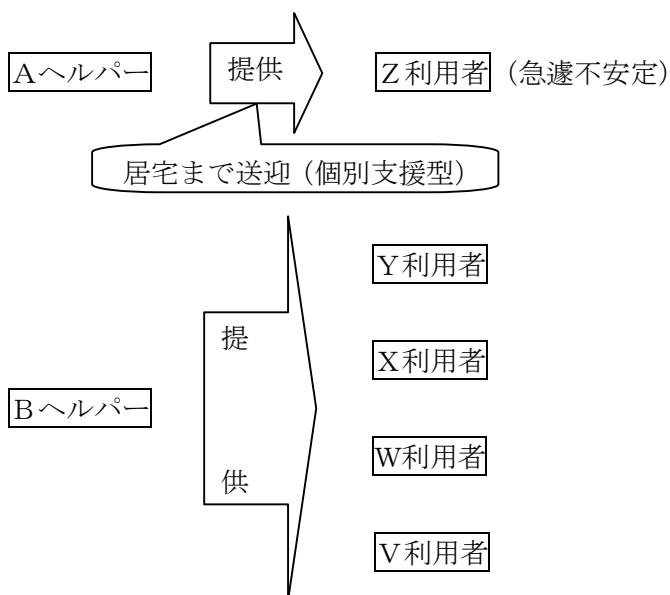
提供指針の（グループ支援型の形態）を逸脱しないため、グループ支援型を行うことができます。



○ その後（その日継続してグループ支援型を行うことができない場合）

Y, X, W, V利用者に対するBヘルパーのサービス提供については、提供指針の（グループ支援型の形態）を逸脱するため、グループ支援型を行うことができません。（ただし、別に定める自動車使用時の例外に該当する自動車使用中は、グループ支援型を行うことができます。）

なお、Z利用者に対するAヘルパーのサービス提供については、個別支援型として行うことができます。



* Y, X, W, V利用者について、

- ①CヘルパーがBヘルパーとともにサービスを提供する
- ②CヘルパーがZ利用者を居宅まで送迎しつつ、AヘルパーとBヘルパーがサービスを提供する

等により、その日継続してグループ支援型を行うことができます。

Q 4

ガイドヘルパー2人派遣の利用者におけるグループ支援型の可否①

京都市移動支援でガイドヘルパー2人派遣の支給決定を受けている利用者に対して、グループ支援型を行うことができるのか。

A 京都市移動支援のガイドヘルパー2人派遣の支給決定については、外出目的、目的地等が利用者に応じて様々であるため、外出中の行為一つ一つを勘案して決定するのではなく、利用者の障害の状況に応じて決定する仕組となっています。

このため、ガイドヘルパー2人派遣の支給決定の場合であっても、2人目のガイドヘルパーは、外出中、常時介護等を行うのではなく、主に断続的又は一時的に介護等を行う場合もあります。

ガイドヘルパー2人派遣の支給決定を受けている利用者については、提供指針の（利用者の安全性の確保）に逸脱しないようサービスを提供できる場合、グループ支援型を行うことができます。

Q 5

ガイドヘルパー2人派遣の利用者におけるグループ支援型の可否②

京都市移動支援でガイドヘルパー2人派遣の支給決定を受けている利用者に対して、ガイドヘルパーが1人しか確保できなかった場合、本来ガイドヘルパー2人を要するところガイドヘルパー1人で対応することをもって、グループ支援型としてを行うことができるのか。

A グループ支援型については、ガイドヘルパーと利用者の実人数において、1人のガイドヘルパーが、2人以上3人以下の利用者に対して、同時に提供するサービスとなるため、設問の場合は、グループ支援型を行うことができません。

Q 6

重度訪問介護及び行動援護におけるグループ支援型の可否

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者に対して、これらのサービスとしてグループ支援型を行うことができるのか。

A 国の制度である重度訪問介護、同行援護及び行動援護等については、グループ支援型を行う仕組がなく、京都市移動支援事業について、国の地域生活支援事業実施要綱にも則り、グループ支援型を実施するものです。

ただし、①京都市移動支援の利用者に対するグループ支援型の提供（例えばA・B利用者に対するZヘルパーのグループ支援型）と、②重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者に対するこれらの提供（例えばC利用者に対するYヘルパーの重度訪問介護、同行援護又は行動援護）を同時に行うことについては、差し支えありません。

このため、グループ支援型を利用・提供したいため、重度訪問介護、同行援護又は行動援護から京都市移動支援に支給決定が変更されることはない、通常想定されません。

Q 7

短期養成研修修了者によるグループ支援型の可否

京都市移動支援従業者短期養成研修修了者（セミヘルパー）を従事者として、グループ支援型が提供できるのか。

A 短期養成研修修了者は、グループ支援型を提供できません。ただし、セミヘルパー型のほか、より安全な屋内等でグループ対応を行う放課後支援型や、定まった経路の送迎が想定される通学支援型は提供できます。

なお、短期養成研修修了者による放課後支援型であっても、「学校～実施場所」や「実施場所～自宅」等の屋外の移動については、短期養成研修修了者が単独で複数人の利用者に対して同時に対応することはできません。

Q 8

他の市町村の移動支援事業におけるグループ支援型の可否

他の市町村の移動支援の利用者に対して、グループ支援型を行うことができるのか。

A 他の市町村の移動支援の利用者に対してグループ支援型を行うことができるかどうかについては、移動支援事業が市町村の制度であるため、その市町村に確認する必要があります。京都市移動支援事業においては、国の地域生活支援事業実施要綱にも則り、グループ支援型を実施するものです。

また、①京都市移動支援の利用者に対するグループ支援型の提供（例えばA・B利用者に対するZヘルパーのグループ支援型）と、②他の市町村の移動支援の利用者に対する提供（例えばC利用者に対するYヘルパーによる他の市町村の移動支援）を同時に行うことについては、京都市としては差し支えありませんが、該当する他の市町村にも可否を確認する必要があります。

Q 9

報酬算定の2時間ルールの考え方

例えば、下記のように個別支援型同士の間隔が2時間未満であっても、個別支援型の報酬算定に2時間ルールは適用されないことでよいか。

11:00	12:00	13:00	14:00
個別支援型	グループ支援型	個別支援型	

A 京都市の「福祉サービス事業所の手引」に記載しているとおり、京都市移動支援については、その性格上、外出目的、目的地等でサービスの間隔が左右されるため、原則として報酬算定の2時間ルールは想定されていません。

Q 10

単発で提供する場合の利用契約の考え方

例えば、それまで京都市移動支援の支給決定を受けていない対象者が、事業所のイベント等への参加のため、京都市移動支援の支給決定を受け、その日だけグループ支援型の利用を希望する場合は、利用契約を省略するなど特段の対応ができるのか。

A 設問のように単発で京都市移動支援を利用する場合であっても、利用契約を締結する必要があります。

Q 1 1 宿泊を伴う旅行の考え方

宿泊を伴う旅行との関係はどのようなものか。

A 個別支援型・グループ支援型にかかわらず、京都市移動支援については、重度訪問介護、**同行援護**又は行動援護と同様に、外出時における移動中の介護等を行うサービスであるため、①外出時における移動の介護、②外出時における食事や排せつ等の介護、③居宅等における外出に伴う衣服着脱等の介護（通常概ね30分未満）等に利用できることとなります。（銭湯やプールに行く場合、本来想定される外出時の見守りに付随して、入浴の介護や水泳の補助が行われることについては、差し支えありません。）

このため、京都市移動支援等により旅行に行く場合は、①、②及び③については利用できますが、宿泊先等で行われる介護のうち、外出時における移動中の介護等が終わった後（※）の介護については、原則として利用できません。

※ 重度訪問介護（移動中介護）、**同行援護**、行動援護及び京都市移動支援については、原則として1日の範囲内で用務を終える外出が対象となり、宿泊を伴う旅行に当たっては、宿泊先の居室等を移動の終点とすることにより、利用できることとなります。

なお、重度訪問介護については、本来、居宅内の介護が必要と認められている支給決定の範囲内で、外出等予定の変更ができるため、宿泊先の居室等で行われる介護については、結果として重度訪問介護（居宅内介護）で対応することができます。（重度訪問介護を利用する場合は、上記①、②及び③について、原則として重度訪問介護（移動中介護）で対応することとなります。）

Q 1 2 ボランティアの活用までの考え方の考え方

グループ支援型でボランティアを活用するに先立ち、どのように考えるのかについて、分かりやすく示してほしい。

A ボランティアの活用方法については、その性格上、提供指針に直接には定められていませんが、このようにガイドヘルパー以外の人員を活用する場合であっても、ガイドヘルパーと利用者の割合が提供指針の（グループ支援型の形態）から逸脱しないよう留意する必要があります。

また、ボランティア等をガイドヘルパーと読み替えることはできません。

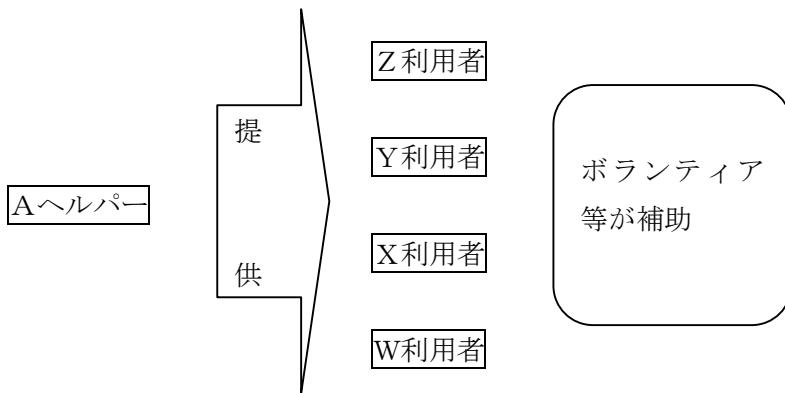
更に、提供指針の（利用者の安全性の確保）の観点から、ボランティア等がいなければ移動支援としての安全性を確保できない場合は、グループ支援型を行うことができません。

なお、グループ支援型については、必ずボランティアを活用しなければな

らないものではありません。

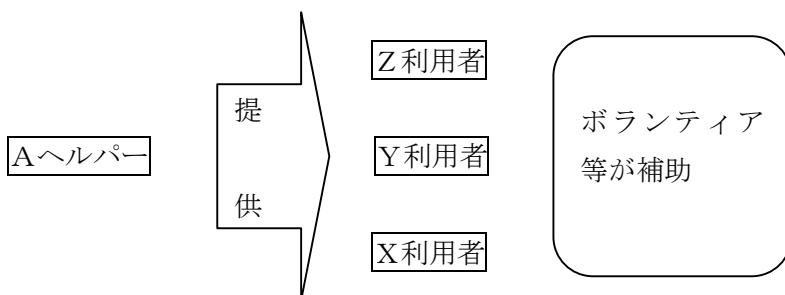
(事例 1)

Z, Y, X, W利用者に対するAヘルパーのサービス提供については、提供指針の（グループ支援型の形態）を逸脱するため、グループ支援型を行うことができません。（ただし、別に定める自動車使用時の例外に該当する自動車使用中は、グループ支援型を行うことができます。）



(事例 2)

Z, Y, X利用者に対するAヘルパーのサービス提供については、提供指針の（グループ支援型の形態）を逸脱しないため、グループ支援型を行うことができます。



Q 13 | ボランティア等への交通費等謝礼

事業所が主催したイベントにボランティアが参加するとき、ボランティアは、利用者や保護者から交通費等謝礼を受け取ることができるのか。

A サービス開始地点に赴くためなどの交通費等謝礼については、利用者や保護者から受け取ることができます。

ただし、例えボランティアに渡る交通費等謝礼であっても、事業所が参加費等の名目により徴収する場合は、利用契約書や重要事項説明書の規定を整備することが望ましいこととなります。

なお、ボランティアにかかわらず、自動車の運転手代としての謝礼については、人件費となり、実費に含まれないため、利用者や保護者から受け取る場合は、事前に道路運送法上の許可、登録等の手続を行う必要があります。

Q 1 4

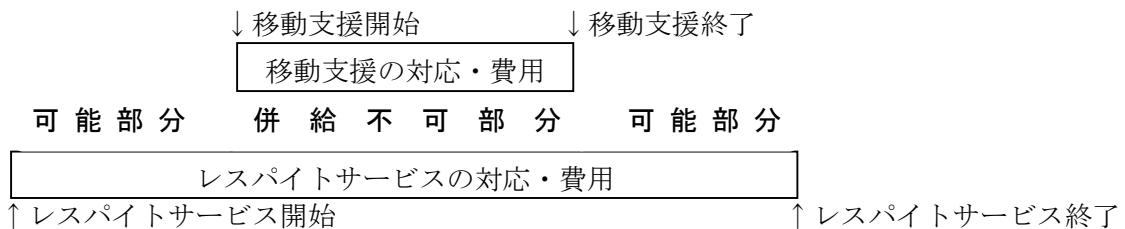
グループ支援型とレスパイトサービスの併給関係

グループ対応を行ってきたレスパイトサービスとグループ支援型の併給関係については、どのように考えるのか。

A ボランティア（有償ボランティアを含む。）と異なり、レスパイトサービスについては、グループ支援型との間で一定の併給関係が生じます。

そこでは、グループ支援型とレスパイトサービスの対応や費用について、重複しない部分は併給でき、重複する部分は併給できないこととなります。

（併給関係のイメージ）



* 移動支援のような計画・提供時間に応じた仕組ではないレスパイトサービスの場合（例えば年会費、1回一律の利用料又は実費等の場合）は、その対応・費用がどのような位置付けであるかを踏まえ、個別具体的に、それぞれの対応・費用が重複するかどうかを判断することとなります。

Q 1 5

グループ支援型の報酬単価の考え方

グループ支援型の報酬単価については、個別支援型の約7割とされているが、どのような考え方に基づいているのか。

A グループ支援型が、外出時に付添いを要するが比較的介護の労力が少ない利用者になじむサービスであることを踏まえた報酬単価となっています。

また、提供指針の（グループ支援型の形態）の割合の範囲内であっても、必要な対応や労力は利用者の状況に応じて様々であるため、更に細かな報酬単価は設けられず、個別支援型の約7割の報酬単価となっています。

Q 1 6

地域生活支援事業受給者証の契約内容記入欄の記入方法

グループ支援型を行う場合、地域生活支援事業受給者証の契約内容記入欄については、どのように記入するのか。

A グループ支援型については、複数の利用者の組合せが必要であり、利用契約時には提供されるかどうか明らかでない場合があります。

このため、グループ支援型を提供する可能性がある利用者については、利用契約書や重要事項証明書において、グループ支援型が行われる場合の考え方を示しつつ、利用契約においては、従来どおり、「移動支援（身体介護を□□）□□時間」（通学支援型を行う場合は別に「通学支援型□□時間」）として締結することが現実的と考えられます。

このように、地域生活支援事業受給者証の契約内容記入欄については、契約の内容に応じて記入します。

Q 17 | 身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の取扱い

移動支援で事業所の自動車を使用する場合、駐車禁止除外**指定車**標章については、個人単位の交付のままなのか。

A 駐車禁止除外**指定車**標章については、京都市の利用者の場合、京都府警察で取り扱われており、個人単位の交付となります。

ただし、平成19年7月25日から、本人又は介護者等親族名義の自動車に限らず、自動車を所有していない障害のある方であっても、駐車禁止除外**指定車**標章が交付可能となっています（車両特定交付から本人交付に変更）。

このため、移動支援で事業所の自動車を使用する場合であっても、駐車禁止除外**指定車**標章を交付されている障害のある方が現に使用中の自動車であれば、駐車禁止除外**指定車**標章を利用することができます。

なお、駐車禁止除外**指定車**標章の「身体障害者等」とは、一定の身体障害のある方、療育手帳A判定の知的障害のある方及び精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害のある方等とされています。

駐車禁止除外**指定車**標章における申請及び交付基準その他詳しい内容の窓口については、利用者の住所地の近くの警察署交通課又は京都府警察本部**交通規制**課となります。

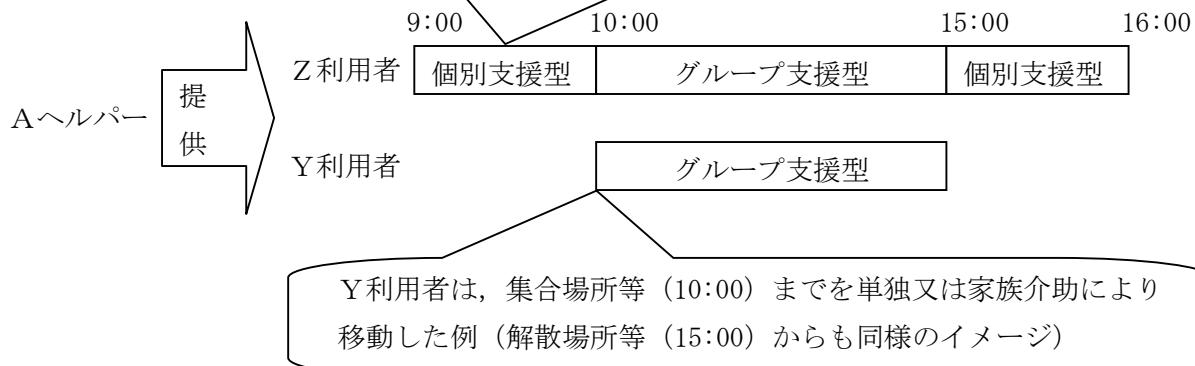
Q 18 | グループ支援型等のサービス提供の始点・終点等

グループ支援型により事業所が主催するイベント等に参加する場合、その移動支援の形態は現地集合や現地解散となるのか。

A グループ支援型を含む移動支援については、必ずしも現地集合及び現地解散とする必要はなく、利用者の状況に応じた外出の始点及び終点とすることができます。（通年かつ長期にわたる外出及び経済活動に係る外出は、原則として利用対象外となります。）

したがって、中には、各利用者の居宅を巡回しつつ、個別支援型からそのままグループ支援型に移行する形態も想定されます。

16P（事例1）等



Q19 グループ支援型に参加するボランティアと報酬算定

ボランティア等、ガイドヘルパー以外の人員を活用できる仕組に触れられているが、このような人員は移動支援の報酬算定外となることによいか。

A グループ支援型を含む移動支援については、重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同様に、資格を有するガイドヘルパーによるサービス提供に報酬が算定される仕組であり、ガイドヘルパー以外の人員に報酬が算定されることはありません。

京都市移動支援事業におけるグループ支援型の届出

年 月 日

(あて先) 京都市長殿

届出者	所在地
	名 称
	代表者
	連絡先

京都市移動支援事業において、下記のとおりグループ支援型を行うことを届け出ます。

記

- 1 指定京都市移動支援事業所名称
- 2 指定京都市移動支援事業所番号
- 3 グループ支援型を行う対象
- 4 サービス提供に関する緊急時の対応等

京都市移動支援事業におけるグループ支援型の提供指針

(グループ支援型の形態)

1人のガイドヘルパーが、2人以上3人以下の利用者に対し、同時にサービスを提供すること。なお、1人のガイドヘルパーは、別に定める自動車使用時の例外を除き、4人以上の利用者に対し、同時にサービスを提供しないこと。

(グループ支援型の届出)

指定京都市移動支援事業所（以下、「移動支援事業所」という。）は、グループ支援型を行うときは、所定の様式により、あらかじめ京都市長（京都市障害保健福祉推進室）に対し届け出ること。ただし、届出については、移動支援事業所として1度行うことで足りること。

(移動支援計画作成上の留意点)

移動支援事業所は、グループ支援型の提供に当たり、利用者に応じたサービス内容及び支援内容を考慮し、移動支援計画を作成すること。

(利用者等への説明)

移動支援事業所は、グループ支援型の提供に当たり、あらかじめ利用者及び保護者等（利用者が児童の場合及びその他保護者等に説明が必要な場合）に対し、サービス内容、支援内容及び従業者等を説明すること。

(利用者の安全性の確保)

移動支援事業所は、グループ支援型の提供に当たり、利用者の安全性を確保できるよう配慮し、これを確保できない場合はサービスを提供しないこと。

(グループ支援型等の強制の禁止)

移動支援事業所は、利用者等に対し、グループ支援型の利用や事業所等が主催するイベント等への参加を強制しないこと。

(その他)

移動支援事業所は、その他、個別支援型と共に取り扱う事項に留意すること。

平成 年 月分

京都市移動支援サービス提供実績記録票

受 給 者 番 号	支 給 決 定 障 害 者 等 氏 名 (児 童 氏 名)	事業所番号	
		契約支給量	利用者負担上限月額
身体介護を伴う	身体介護を伴わない	事業者及び その事業所 の名称	円
サービス内容の種別	1個別支援型	2グループ支援型	3セミヘルパー型
	4放課後支援型	5通学支援型	

＜利用者確認欄＞ ※「利用者確認印」欄に押印がある場合は、この欄の記入は不要です。

上記内容について確認しました。

年 月 日

支給決定障害者等氏名

41

枚中 枚目

移動支援事業のグループ支援型等のご案内

○ 移動支援とは

お一人で屋外での移動が困難な障害のある方（移動支援の対象となる方）に対して、ヘルパーが外出時の介助を行うガイドヘルプサービスです。

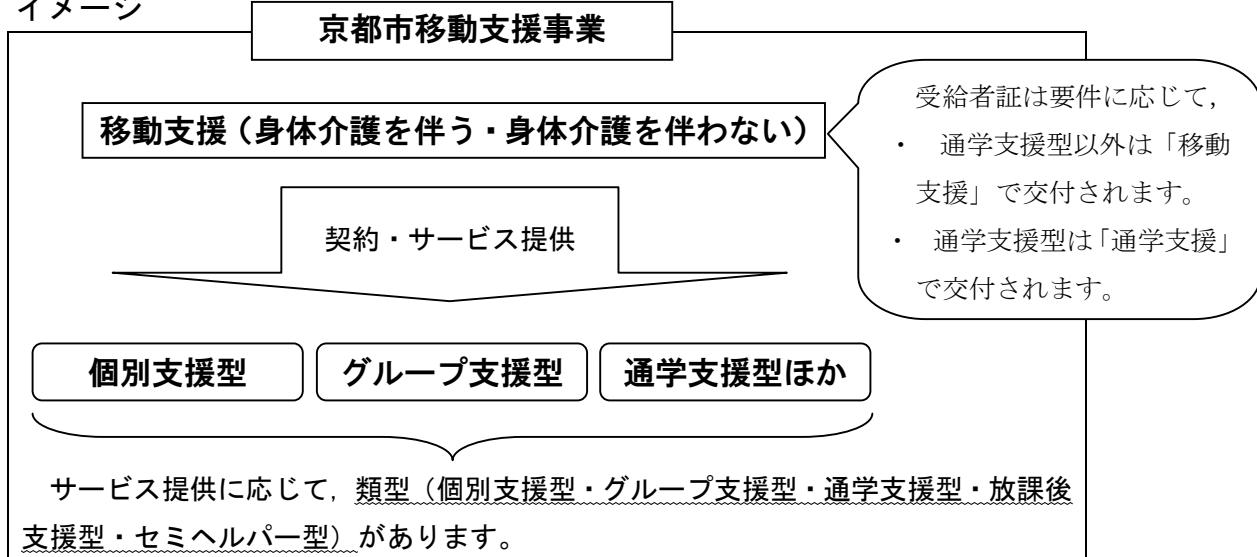
○ グループ支援型とは

1人のヘルパーが複数（2人以上3人以内）の利用者に対して、同時に外出時の介助を行うガイドヘルプサービスです。

○ 個別支援型とは

1人又は2人のガイドヘルパーが1人の利用者に対して、マンツーマンで外出時の介助を行うガイドヘルプサービスです。

○ イメージ



○ 支給量（利用可能時間）・利用者負担（利用料）

グループ支援型、他の類型とも同じです。

○ 利用目的

グループ支援型、他の類型とも同じです。

なお、通学や通所等の「通年かつ長期にわたる外出」は原則として対象外になります。ただし、大学・短期大学・専門学校（高等課程以外）への通学には利用できるとともに、さらに要件に該当すれば通学支援型・放課後支援型による各通学に利用できます。

○ グループ支援型の特色

- 外出の形に応じたサービスを利用できます。
- 利用者の自己選択・自己決定を、より具体的にサポートする手法の一つです。